

旭市土地開発公社 解散 保有地を売却

市に代わって公共用地を取得するなど、まちづくりの一翼を担ってきた公社ですが、解散することになりました。

公社の沿革

昭和36年／財団法人旭市開発協会の設立
昭和48年／財団法人旭市開発振興公社の設立(旭市開発協会の業務を承継する)
昭和56年／旭市土地開発公社の設立(旭市開発振興公社の業務を承継する)

果たしてきた役割と現状

土地の価格が右肩上がりに上昇した時代、市民福祉や市民サービスの向上のため、必要な土地を地価が値上がりする前に確保する必要がありました。そうした時代背景で公社は設立され、道路用地などの公共用地を市に代わり先行取得し、まちづくりに携わってきました。また工業団地や住宅用地の造成・販売などを行い、市の人口拡大や

保有地を売却します

旭市土地開発公社が保有する土地を、一般競争入札により売却します。

最低売却価格や申し込み方法などについては、青年の家1階にある公社で配布している売却要領に記載しています。

※要領は市ホームページからもダウンロード可。

(売却物件)

所在地	公簿地目	現況地目	面積
鎌数字川西二番10785-2	山林	雑種地	138㎡
鎌数字川西二番10834	山林	雑種地	671㎡

※用途地域はいずれも第一種住居地域で、建ぺい率60%、容積率200%となります。

なお2筆一括(809㎡)での公売です。

申込期間／12月2日(月)～11日(水)

※土・日曜日は除く。

入札日／12月13日(金)

公社の解散決定

こうした中、10月4日の公社理事会で、近年の地価の継続的

産業振興にもかかわらず。しかし、近年の地価の下落・低迷により、公共用地の先行取得の必要性が低下したことなどから、平成19年度を最後に用地取得は行っていませんでした。

今後の流れ

下落傾向や公共用地の需要度、公社経営での土地を先行取得する意義が薄れてきたことなどの理由により、解散の同意を得ました。その後、旭市議会第4回定例会において、公社の解散について議決されました。

公社の資産(債務)の清算を行った後、千葉県知事に公社の解散認可を申請し、解散する予定です。なお残余財産は、公社を設立した旭市に帰属します。

問い合わせ先

旭市土地開発公社(商工観光課 労働工業班内)

☎ 62・5340

微小粒子状物質

(PM2.5)に注意

PM2.5とは、大気中に浮遊している2.5マイクロメートル以下の小さな粒子のことで、大気汚染物質の一つ。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、健康被害を起す可能性が懸念されています。

「高い濃度になる」と予想されるとき

千葉県が国の暫定指針に基づき、PM2.5の濃度が一日平均、1㎡当たり70マイクログラムを超えると予想される場合、注意喚起の情報提供を行います。市では、この情報提供が行われた場合、防災行政無線などにより広報を行います。

注意喚起の情報提供が発信されたときは

- 不要な外出や屋外での長時間の激しい運動を控える。
- 換気や窓の開閉は最小限にする。
- 外出時にはマスクを着用する。
- 子どもや高齢者、呼吸器系の弱い人は、体調の変化に注意

マスクを用意しておくといいかも



しながら慎重に行動する。※県内のPM2.5の測定結果や注意喚起情報のメール配信サービスなどのくわしい内容は、県のホームページ(<http://www.pref.chiba.lg.jp/>)で見ることができます。

問い合わせ先

県環境生活部大気保全課
☎ 043・223・3857
市環境課環境政策班
☎ 62・5328